

答申第94号
令和元年9月19日

兵庫県知事 井戸敏三様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中川丈久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について(答申)

平成31年3月11日付け諮詢第138号で諮詢のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の医療法人に係る設立認可申請書等

別 紙

答 申

第1 審議会の結論

本件審査請求の対象となった公文書部分公開決定において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、別表の「公開すべき部分」欄に記載した部分は公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

第2 質問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成30年9月7日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 対象公文書の特定

実施機関は、公文書公開請求書に記載された請求内容のみでは対象となる文書を特定できないことから、平成30年9月11日付けで、審査請求人に対して補正依頼の事務連絡を送付し、同年10月5日、審査請求人からの回答文書を受領した。

実施機関は、当該回答文書から、本件公開請求の対象公文書として、次の文書を特定した。

- (1) 医療法人社団新川医院（以下「甲」という。）の現行定款（以下「文書1」という。）
- (2) 平成16年2月5日付け甲の設立認可申請書及び添付書類（以下「文書2」という。）
- (3) 平成17年7月15日付け甲の定款変更認可申請書及び添付書類（以下「文書

3」という。)

(4) 平成19年11月22日付け甲の定款変更認可申請書及び添付書類（以下「文書4」という。）

(5) 平成28年12月1日付け甲の役員変更届及び添付書類（以下「文書5」という。）

3 実施機関の決定

平成30年10月15日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。

4 審査請求

平成30年12月5日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 諒問等

平成31年3月11日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する決定について諮問した。

なお、実施機関は、審議会に諮問するにあたり、本件対象公文書を精査したところ、公文書部分公開決定通知書別紙の公開しない部分の記載に誤りがあったため、本件処分を変更し、平成31年3月11日、審査請求人に公文書部分公開変更決定通知書を送付した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

2 本件審査請求の理由

公開しない部分・理由欄に記載されている事実に該当する事実はない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている非公開理由は、次のとおり要約される。

なお、実施機関は、公文書部分公開決定通知書の公開しない部分に誤りがあつたため、当該部分について、別表の「実施機関が非公開とした部分」のとおり本件処分を変更しているため、変更後の非公開部分の非公開理由を要約する。

1 本件対象公文書について

文書1は、甲の現行定款であり、文書4中の定款案と同様のものであり、文書4の一部として公開している。

文書2は、医療法（昭和23年法律第205号）第44条第1項の規定に基づき、実施機関あて申請され、同法第45条第1項に基づく審査及び同法第45条第2項に基づく兵庫県医療審議会に対する諮問と答申を経たのち認可するものである。本件申請書については、医療法人設立のために医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第31条の規定に基づき、別表のとおり必要書類を綴った文書であり、甲の設立代表者により作成され、実施機関あて提出されたものである。

文書3は、医療法第50条第1項の規定に基づき実施機関あて申請され、同法第50条第2項に基づく審査ののち、認可を決定するものである。本件申請書は、甲の定款に掲げる主たる事務所及び診療所の住所を変更するためのものであり、同法施行規則第32条に基づき別表のとおり必要な書類を添付して、甲から実施機関あて提出された文書である。

文書4は、医療法第50条第1項の規定に基づき実施機関あて申請され、同法第50条第2項に基づく審査ののち、認可を決定するものである。本件申請書は、甲

の定款を医療法改正に対応した定款へと変更するためのものであり、医療法施行規則第32条に基づき別表のとおり必要な書類を添付して、甲から実施機関あて提出された文書である。

文書5は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の13の規定に基づき、甲の役員構成に変更があった際に役員の個人情報を含む別表の添付書類を添付して甲から実施機関あて提出されたものである。

2 本件対象公文書を部分公開とする理由について

本件処分の変更後において、条例第6条第1号及び第2号の非公開条項により非公開とした部分は、別表のとおりである。

(1) 個人に関する情報（条例第6条第1号該当）

文書2、文書3、文書4及び文書5には、個人印の印影（別表ア、イ、オ、ク～サ、ソ、チ、テ～ナ、ム、ユ、ヨ及びリ）、理事長でない者の住所（別表イ、エ、コ、チ、ツ、ナ、ミ、ヨ及びル）が記載されている。

文書2、文書3及び文書5には、役員及び社員の生年月日（別表エ、コ、シ、ナ、ニ、ヌ、ヨ、ラ及びル）、本籍地（別表コ、シ、ナ、ニ及びラ）、学歴（別表コ、ナ及びヨ）、職歴（別表コ、ナ及びヨ）、医籍登録年月日（別表コ、シ、ナ～ヌ、ヨ及びラ）、医籍登録番号（別表コ、シ、ナ～ヌ、ヨ及びラ）、賞罰及び欠格事項の有無（別表コ、ナ及びヨ）、医師国家試験施行年（回）（別表シ、ニ及びラ）が記載されている。

文書2には、医療法人設立認可申請書（鑑）記載の電話番号（別表ア）、財産目録及び明細書記載の出資金額、出資金の預金先、預金種類、出資者氏名（別表ウ）、役員及び社員の年齢、性別、出資額、職業（別表エ）、出資申込書記載の設立代表者の氏名、出資者の氏名及び住所、金額及び内容（別表オ）、残高証明書（別表カ）、印鑑登録証明書（別表キ）が含まれている。

文書3には、臨時社員総会議事録記載の開催日時（別表テ）、管理者就任承

諾書記載の社員総会開催年月日（別表ト）、新たに開設しようとする診療所の概要に記載の電話番号（別表ヌ）が記載されている。

文書4には、臨時社員総会議事録中に当該総会の開催日時（理事長でない者の選任（就任）年月日）が記載されている（別表ム）。

文書5には、役員変更届表紙記載の役員の改選年月日（別表ヤ）、社員総会議事録記載の当該総会の開催日時（理事長でない者の選任（就任）年月日）（別表ユ）、役員の履歴書の作成年月日（別表ヨ）、理事就任承諾書記載の就任（承諾）年月日、社員総会の開催日（理事長でない者の選任年月日）（別表リ）、役員及び社員の年齢、性別、社員の出資額、役員同士の続柄、役員・社員の職業、役員・社員の最初の就任年月日、作成時点の年月日（別表ル）が記載されている。

当該情報は、医療法人の役員等の情報である。医療法人の理事長である者の住所及び就任年月日については、医療法人の登記事項であり、登記事項証明書を取得すれば万人が確認できる内容であるが、理事長以外の役員等の情報については、医療法人の登記事項ではない。

よって、当該情報は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため、条例第6条第1号に該当する。

（2）法人等に関する情報（条例第6条第2号）

ア 内部管理に属する情報

文書3、文書4及び文書5には、理事長印の印影が記載されている（別表タ、ホ、マ、メ及びモ）。当該情報は、法人の内部管理に属する情報であり、公にすることにより印影が偽造される可能性があることから、法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第6条第2号に該当する。

イ 取引上又は経営上の秘密に関する情報

文書2には、不動産賃貸借契約書（別表ス）、賃貸借契約に係る覚書（別

表セ) が含まれている。

また、文書3には、当該医療法人の書類作成に関して取引関係にある企業名及び電話番号(別表タ)、診療所建物図面に記載された設計会社名(別表ネ及びノ)及び氏名(別表ネ)、診療所の2年間の事業計画に記載された借入先及び借入額、診療所建築費用、返済予定(別表ハ)、設立後2年間の予算書に記載された診療所経営に係る金額、対医業収益比及び内容説明、対応方法、外来患者数(見込)(別表ヒ)、建築確認済証(別表フ)、工事請負契約書(別表ヘ)が含まれている。

当該情報は、甲と取引関係にある企業の取引上の秘密又は診療所の経営上の秘密に当たるものであり、公にすることにより法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第6条第2号に該当する。

(3) 審査請求人の主張

審査請求人は、「公開しない部分・理由欄に記載されている事実に該当する事実はない。」と主張しているが、本件対象公文書には上記2(1)及び(2)に述べるとおりの事実が記載されており、決定通知書の内容は妥当である。

3 結論

以上のとおり、実施機関の行った部分公開決定は適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の非公開部分

本件対象公文書の非公開部分は、別表の「実施機関が非公開とした部分」のとおりである。

実施機関は、非公開部分の情報は条例第6条第1号又は第2号に該当すると主

張るので、以下検討する。

2 非公開部分の条例第6条第1号（個人に関する情報）の該当性について

- (1) 個人印の印影、理事長でない者の住所、役員及び社員の生年月日、本籍地、医籍登録番号、賞罰及び欠格事項の有無、医師国家試験施行年（回）、電話番号、財産目録及び明細書記載の出資金額、出資金の預金先、預金種類、出資者氏名、役員及び社員の年齢、性別、出資額、職業、出資申込書記載の出資者の氏名及び住所、金額及び内容、残高証明書、印鑑登録証明書、新たに開設しようとする診療所の概要に記載の電話番号、役員及び社員の年齢、性別、社員の出資額、役員同士の続柄、役員・社員の職業

当該情報は、医療法人の役員、社員又は出資者に関する情報である。医療法人の理事長の住所及び就任年月日については、医療法人の登記事項であり、登記事項証明書を取得すれば誰でも確認できる内容であるが、当該情報は、医療法人の理事長の登記事項以外の個人に関する情報及び理事長でない者の個人に関する情報であり、誰でも確認できる内容ではない。

よって、当該情報は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため、条例第6条第1号に該当する。

(2) 医籍登録年月日

医師の資格については、厚生労働省のホームページの医師等資格確認検索システムの一般向け検索画面において、医師の氏名（漢字のフルネーム）を入力することにより、医籍登録年の確認が可能となっている。よって、本件公開請求により氏名が公開されている医師の医籍登録年については、ホームページにおいて公表されている情報であり、通常他人に知られたくないと認めるることはできないから、条例第6条第1号には該当しない。一方、同システムで検索することができない医籍登録月日については、条例第6条第1号に該当する。

(3) 履歴書記載の学歴及び職歴

履歴書に記載された学歴及び職歴については、一般的には、個人に関する情報であって通常他人に知られたくないものである。しかし、甲のホームページには、理事長、院長、副院長及び医師の略歴が公開されている。

よって、履歴書に記載された学歴及び職歴のうち、ホームページで公開されている医師の略歴に相当する情報については、通常他人に知られたくないと認めることはできないから、条例第6条第1号には該当しない。

(4) 臨時社員総会議事録記載の開催日時、管理者就任承諾書記載の社員総会開催年月日、臨時社員総会議事録中の当該総会の開催日時（理事長でない者の選任（就任）年月日）、役員変更届表紙記載の役員の改選年月日、社員総会議事録記載の当該総会の開催日時（理事長でない者の選任（就任）年月日）、役員の履歴書の作成日、理事就任承諾書記載の就任（承諾）年月日、社員総会の開催日（理事長でない者の選任年月日）、役員・社員の最初の就任年月日、作成時点の年月日

当該情報のうち、理事長でない者の役員の就任年月日に関する情報は、医療法人の登記事項ではないものの、医療法人の役員に就任しているという事実を示すに過ぎないものであり、そのような事実は、通常他人に知られたくないと認めることはできないから、条例第6条第1号には該当しない。

また、当該情報のうち、社員総会の開催年月日に関する情報は、これを公開することにより、役員の就任年月日を推測することができるとしても、役員に就任しているという事実は通常他人に知られたくないと認めることはできないから、当該開催年月日に関する情報は、条例第6条第1号には該当しない。

なお、医療法第52条第1項の規定により、医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を実施機関に届け出なければならないこととされており、同条第2項の規定により、知事は医療法人の定款、事業報告書等及び監事の監査報告書について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこととされている。この事業報告書等には、社員総

会の開催年月日、会議名及び議決又は同意した事項を記載することとされている。このことからも、社員総会の開催年月日は、条例第6条第1号には該当しない。

(5) 出資申込書記載の設立代表者の氏名及び管理者就任承諾書記載の設立代表者名

医療法人の設立代表者には、理事長就任予定者が選任されることが一般的であり、実施機関によると、これまで例外なく設立代表者が理事長に就任しているとのことである。医療法人の理事長の氏名は登記事項であることから、設立代表者であって理事長に就任した者の氏名については、通常他人に知られたくないと認めることはできないから、条例第6条第1号には該当しない。

3 条例第6条第2号（法人等に関する情報）の該当性について

(1) 内部管理に属する情報

ア 理事長の印影

理事長印の印影は、法人の内部管理に属する情報であり、公にすることにより印影が偽造される可能性があることから、法人等の正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第6条第2号に該当する。

(2) 取引上又は経営上の秘密に関する情報

ア 不動産賃貸借契約書、賃貸借契約に係る覚書、申請担当職員の手続き記録
(当該医療法人の書類作成に関して取引関係にある企業名及び電話番号)、
診療所平面図に記載された設計会社名、診療所の2年間の事業計画に記載された借入先及び借入額、診療所建築費用、返済予定、設立後2年間の予算書に記載された診療所経営に係る金額、対医業収益比及び内容説明、対応方法、
外来患者数（見込）、工事請負契約書

当該情報は、甲と取引関係にある企業の取引上の秘密又は経営上の秘密に当たるものであり、公にすることにより法人等の公正な競争上の利益が損な

われると認められるため、条例第6条第2号に該当する。

イ 財産目録記載の資本（正味資産）額の部分

財産目録記載の資本（正味資産）額は、医療法人の登記事項である資産の総額に相当する情報であることから、公開しても法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第6条第2号には該当しない。

ウ 診療所敷地図に記載された会社名及び氏名

診療所敷地図の中には、法務局において何人も確認できる地積測量図に記載されている情報が含まれている。この地積測量図に記載されている会社名及び氏名については、公開しても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第6条第2号には該当しない。

エ 建築確認済証

建築確認済証には、本件公開請求により公開されている診療所の概要と同じ内容が記載されている部分がある。当該部分のほか、指定確認検査機関の検査番号、会社名、代表取締役の氏名及び印影を除く部分については、公開しても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第6条第2号には該当しない。

しかし、建築確認済証に記載されている確認検査員氏名については、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため、条例第6条第1号に該当する。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

文書2

番号	添付書類	実施機関が非公開とした部分	公開すべき部分	審議会の判断の記載箇所
ア	医療法人設立認可申請書（鑑）	個人印の印影、電話番号		第5の2(1)
イ	定款	個人印の印影、理事長でない者の住所		第5の2(1)
ウ	財産目録及び明細書	財産目録の金額、出資金額、出資金の預金先、預金種類、出資者氏名	財産目録の金額のうち資本（正味資産）額	第5の2(1)及び3(2)イ
エ	役員及び社員の名簿	役員・社員の以下の情報 生年月日、年齢、性別、 出資額、理事長でない者の住所、職業		第5の2(1)
オ	出資申込書	設立代表者の氏名、出資者の氏名及び住所、個人印の印影、金額、内容	設立代表者の氏名	第5の2(1)及び2(5)
カ	残高証明書	すべて		第5の2(1)
キ	印鑑登録証明書	すべて		第5の2(1)
ク	設立趣意書	個人印の印影		第5の2(1)
ケ	役員就任承諾書	個人印の印影		第5の2(1)
コ	履歴書	本籍地、理事長でない者の住所、生年月日、学歴、職歴、医籍登録年月日、医籍登録番号、賞罰及び欠格事項の有無、個人印の印影	理事長の履歴書の学歴の項中、2行目の大学名及び学部名、3行目（月が記載されている部分を除く。）、4行目の大学名及び学部名、5行	第5の2(1)、2(2)及び2(3)

		目（月が記載されている部分を除く。） 同履歴書の職歴の項 中、2行目から5行 目まで（月が記載さ れている部分を除 く。）及び6行目 医籍登録年		
サ	管理者就任承諾書	<u>設立代表者名</u> 、個人印の 印影	設立代表者名	第5の2(1) 及び2(5)
シ	医師免許証（写し）	本籍地、生年月日、医師国 家試験施行年（回）、医籍 登録年月日、医籍登録番号	医籍登録年	第5の2(1) 及び2(2)
ス	不動産賃貸借契約書	すべて		第5の3(2) ア
セ	賃貸借契約に係る覚 書	すべて		第5の3(2) ア
ソ	設立代表者の原本証 明	個人印の印影		第5の2(1)

(注) 下線部については、審議会が対象公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした部分の表記について誤りがあったため訂正した（以下同じ。）。

文書3

番号	添付書類	実施機関が非公開とした部分	公開すべき部分	審議会の判断の記載箇所
タ	定款変更認可申請書 (鑑)	理事長印の印影、当該申請担当職員の手続き記録		第5の3(1) 及び3(2)
チ	現行定款	個人印の印影、理事長でない者の住所		第5の2(1)
ツ	定款案	理事長でない者の住所		第5の2(1)
テ	臨時社員総会議事録	開催日時、個人印の印影、 <u>理事長印の印影</u>	開催日時	第5の2(1) 2(4)及び3(1)
ト	管理者就任承諾書	個人印の印影、社員総会開催年月日	社員総会開催年月日	第5の2(1) 及び2(4)
ナ	履歴書	本籍地、生年月日、学歴、職歴、医籍登録年月日、医籍登録番号、賞罰及び欠格事項の有無、 <u>理事長印の印影</u> 、 <u>作成年月日</u>	学歴の項中、2行目の大学名及び学部名、3行目(月が記載されている部分を除く。)、4行目の大 学名及び学部名、5行目(月が記載されている部分を除く。) 職歴の項中、2行目から5行目まで(月が記載されている部分を除く。)及び6行 目から8行目まで 医籍登録年 作成年月日	第5の2(1)、 2(2)、2(3)、 2(4)及び3(1)

二	医師免許証（写し）	本籍地、生年月日、医師国家試験施行年（回）、医籍登録年月日、医籍登録番号	医籍登録年	第5の2(1) 及び2(2)
ヌ	新たに開設しようと する診療所の概要	生年月日、医籍登録年月日、 医籍登録番号、電話番号	医籍登録年	第5の2(1) 及び2(2)
ネ	診療所敷地図	<u>診療所敷地図に記載された</u> <u>会社名及び氏名</u>	診療所敷地図に記載 された会社名及び氏 名（法務局において 確認できるものに限 る。）	第5の3(2) ウ
ノ	診療所平面図	<u>診療所平面図に記載された</u> <u>設計会社名</u>		第5の3(2) ア
ハ	2年間の事業計画	借入金の借入先・金額、診 療所建築費用、返済予定		第5の3(2) ア
ヒ	設立後2年間の予算 書（診療所）	診療所経営に係る金額、 <u>対</u> <u>医業収益比</u> 及び内容説明、 対応方法、外来患者数（見 込）		第5の3(2) ア
フ	建築確認済証	すべて	指定確認検査機関の 検査番号、会社名、 代表取締役の氏名及 び印影並びに確認検 査員の氏名を除く部 分	第5の3(2) エ
ヘ	工事請負契約書	すべて		第5の3(2) ア
ホ	原本証明書	理事長印の印影		第5の3(1)

文書4

番号	添付書類	実施機関が非公開とした部分	公開すべき部分	審議会の判断の記載箇所
マ	定款変更認可申請書 (鑑)	理事長印の印影		第5の3(1)
ミ	定款案	理事長でない者の住所		第5の2(1)
ム	臨時社員総会議事録	開催日時、個人印の印影、 <u>理事長印の印影</u>	開催日時	第5の2(1) 2(4)及び3(1)
メ	原本証明書	理事長印の印影		第5の3(1)

文書5

番号	添付書類	実施機関が非公開とした部分	公開すべき部分	審議会の判断の記載箇所
モ	役員変更届表紙(様式21号)	理事長印の印影		第5の3(1)
ヤ		役員の改選年月日	役員の改選年月日	第5の2(4)
ユ	社員総会議事録	開催日時（理事長でない者の選任（就任）年月日）、個人印の印影、 <u>理事長印の印影</u>	開催日時（理事長でない者の選任（就任）年月日）	第5の2(1)、2(4)及び3(1)
ヨ	履歴書	現住所（理事長でない者の住所）、生年月日、学歴、職歴、医籍登録年月日、医籍登録番号、賞罰及び欠格事項の有無、個人印の印影、 <u>作成年月日</u>	医籍登録年、作成年月日 学歴の項中、1行目（月及び学科名が記載されている部分を除く。）、2行目（月が記載されている部分を除く。）、3行目（月が記載されている部分及び括弧書き部分を除く。） 職歴の項中、1行目から3行目まで（月が記載されている部分及び括弧書き部分を除く。）、4行目の年、大学院名及び研究科名、5行目の年及び職名、6行目の年、大学院名	第5の2(1)、2(2)、2(3)及び2(4)

			及び研究科名、7行目 の年及び職名、8行目 (月が記載されてい る部分を除く。)	
ラ	医師免許証（写し）	本籍地、生年月日、医師 国家試験施行年（回）、医 籍登録年月日、医籍登録 番号	医籍登録年	第5の2(1) 及び2(2)
リ	理事就任承諾書	就任（承諾）年月日、社 員総会の開催日（理事長 でない者の選任年月日）、 個人印の印影	就任（承諾）年月日、 社員総会の開催日（理 事長でない者の選任 年月日）	第5の2(1) 及び2(4)
ル	役員及び社員の名 簿	生年月日、年齢、性別、 社員の出資額、役員同士 の続柄、役員・社員の職 業、役員・社員の最初の 就任年月日、理事長でな い者の住所、作成時点の 年月日	役員・社員の最初の就 任年月日、作成時点の 年月日	第5の2(1) 及び2(4)

(参考)

審議の経過

年月日	経過
平成31年3月11日	・諮詢書の受領 ・実施機関から弁明書を受領
令和元年6月25日 第2部会（第73回）	・実施機関の職員から意見聴取 ・審議
令和元年7月24日 第2部会（第74回）	・審議
令和元年8月28日 第2部会（第75回）	・審議
令和元年9月19日	・答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中川 丈久
委員 河端 亨
委員 桜間 裕章
委員 善部 修
委員 前田 雅子